

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	大森 (大森町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①水田地帯であり、平均区画面積は3反。昭和57年の圃場整備事業完了。
- ②農家戸数23戸、農地面積約86ha。水稲約56ha、小麦約27ha、大豆約24ha、野菜約1haを作付けしている。
- ③今後の将来計画については、現在、国営ほ場整備事業整備区域であることから継続して話し合いを進め農地の大区画化、集落一農場化を目指し、適地適作を基本として地域農業の経営安定に努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

適地適作を基本とし集約された農地利用を考え、水稲・小麦・大豆・野菜の体系で高品質を目指し経営の安定化を図る。耕作放棄地の未然防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に集積・集約化し、担い手の分散錯圃を解消する。 担い手の分散錯圃を解消する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営ほ場整備事業実施区域内
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業散布ドローンによるスマート農業への取り組み支援を受けており、圃場面積拡大に伴う作業効率化を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業散布ドローンによるスマート農業への取り組みを行う。